

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

人事院勧告等を考慮した一般職職員の給料の改定により退職手当の支給水準に影響が生じることを踏まえ、国家公務員退職手当法の改正に準じて、職務の重要度に応じた退職手当の調整額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例第7条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成18年4月1日前である者に対する同条の規定の適用（基礎在職期間のうち、同日前までの期間に限る。）については、同条第1項第1号中「54,150円」とあるのは「32,500円」とし、同項第2号中「43,350円」とあるのは「27,100円」とし、同項第3号中「32,500円」とあるのは「21,700円」とする。